

後発医薬品およびバイオ後続品の 使用促進について

当院では、厚生労働省の後発医薬品・バイオ後続品使用推進の方針に従い、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして後発医薬品(ジェネリック医薬品)およびバイオ後続品(バイオシミラー)の使用に積極的に取り組んでおります。

後発医薬品名とは？

先発医薬品の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ成分をもつ医薬品のことです。

バイオ後続品とは？

遺伝子組み換え技術などにより細胞・酵母・細菌などから産生されるたんぱく質由来の医薬品である「バイオ医薬品」の特許が切れた後に販売される、先行品と同等の品質・安全性・有効性を有する医薬品です。

一般名処方について

当院では、一部の薬剤について、処方箋の記載方法を「銘柄名処方」から「一般名処方」へ変更しております。



一般名処方とは？

- ①処方箋には調剤される医薬品が記載されていますが、一般名(有効成分の名称)で記載して処方することを「一般名処方」といいます。
- ②厚生労働省が示している記載方法に準じて【般】+「一般名」+「剤形」+「含量」で記載されます。
- ③特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さまに必要な医薬品が提供しやすくなります。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。医薬品の供給不足が発生した場合、使用する薬剤が変更となる可能性がございます。変更の際は患者さまへ十分に説明を行い、治療計画等の見直しを行う等適切な対応ができる体制を整備しております。

ご不明な点がございましたら、**主治医または薬剤師**にお尋ねください。